

## 条例の骨子について

### I 条例の形態

- 「手話言語条例」及び「意思疎通支援条例」について、それぞれ単独で制定している自治体と、一つの条例に両方の要素を含めて制定している自治体がある。
- 一つの条例としている場合も、条例名称については、大きく分けて「手話言語条例及び意思疎通支援条例」としている場合と、「意思疎通支援条例」の名称で手話についても規定している場合がある。
- 現時点では、「手話言語条例」のみ制定し、「意思疎通支援条例」は未制定の自治体も数多くある。

#### 【⇒検討】調布市における条例の形態をどのようにするべきか

- (A案) 両条例をまとめて1つの条例として制定する。
- (B案) 両条例を分けて2つの条例として制定する。

| A案（1条例）の主張例   | B案（2条例）の主張例   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両条例には重複する内容も多いことから1条例とすべき。</li> <li>・ 手話は言語であるのものの意思疎通手段の一つであることから「意思疎通支援条例」に含めて考えることもできる。</li> <li>・ 1条例である方が市民にはわかりやすい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話は音声言語としての日本語とは異なる言語であり、コミュニケーション手段としての位置づけのみではない。</li> <li>・ 日本では過去にろう学校で手話が禁止されていた歴史などを踏まえると、手話を「言語」として位置づけることに大きな意義がある。1条例とするとその意義が薄れてしまう恐れがある。</li> </ul> |
| <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どちらかが正解を言い切れるものではない。</li> <li>・ 1条例か2条例にするかよりも、条例の内容により時間をかけて検討すべき。</li> </ul>  |   |

## 2 条例の構成

### (1) 前文

- 各自治体の手話言語条例及び意思疎通支援条例では、条文本体（第1条，第2条，…）の前に「前文」が置かれている事例が多く存在する。

【⇒検討】調布市の条例においても前文を置くべきか。

前文にどのような内容を盛り込むべきか。

（参考）参議院法制局ホームページ「前文とその改正」 ※抜粋。下線引用者

<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column063.htm>

日本国憲法に前文が置かれていることは周知のとおりですが、法律にも、前文が置かれることがあります。前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものと言われています。前文のある法律は、教育基本法、男女共同参画社会基本法、少子化社会対策基本法など、基本法に比較的多く見受けられます。

（前文の例）調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例 ※前文のみ抜粋

私たちのまち調布は、悠久の流れをたたえる多摩川や武蔵野の面影を残す深大寺の森など、自然の豊かさや都市の利便性が調和するまちとして発展してきました。私たちは、この調布で、相互に助け合い、共に歩みながら、市民が生き生きと暮らす活気とぬくもりのあるまちを築いてきました。

私たちは、これからもこの調布らしさを大切にしながら更に発展させ、将来の世代に引き継いでいきたいと思っています。

一方、地方分権が進展する中、地域の実情に応じた対応がより一層求められています。私たちは、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

私たちは、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、調布市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進め、もって活力ある豊かな地域社会を実現するため、この条例を制定します。

## (2) 条文の項目

○ 条例の条文（第1条，第2条，…）において規定する項目については，既に条例を制定した自治体では概ね以下のような事例が見られる。

| 項目          | 内容   |
|-------------|--|
| 目的          | 条例制定の目的を定める。   |
| 定義          | 「障害者」「手話」「意思疎通手段」「市民」「合理的配慮」など，条例本文において使用する用語の定義を行う。   |
| 基本理念        | 「手話は言語であること」「意思疎通手段について選択の機会・権利の尊重」など，条例の根本となる考え方について定める。内容の一部は「前文」と重複する場合も想定される。  |
| 市の責務        | 「基本理念」に基づく施策の推進などを市の責務として定める。  |
| 市民の責務・役割    | 条例への理解や普及，市の施策推進への協力など，市民に求める責務や役割について定める。   |
| 事業者の責務・役割   | 市民と同様に条例への理解や普及，市の施策推進への協力のほか，合理的配慮の提供など，事業者に求める責務や役割について定める。  |
| 施策の推進（基本方針） | 具体的に市が施策として推進する内容，分野などを定める。<br>（例）手話が言語であることへの理解促進・普及啓発<br>手話や多様な意思疎通支援手段への理解促進・普及啓発<br>障害特性に応じた多様な意思疎通手段の選択の機会の確保・利用環境の整備<br>意思疎通支援者の養成・確保<br>その他（災害時・緊急時，教育，医療・介護・保健・福祉，労働，当事者の参画など） |
| 財政上の措置      | 市が「施策の推進」のために必要な予算上の措置を講ずることについて定める（努力義務）。   |

【⇒検討】調布市の条例において特に盛り込みたい内容（上記の例以外を含む。）  
各項目において特に重視したい内容 など